

## みんなで守ろう! 自転車ルール

「自分さえ良ければ」その行為が思わぬ事故や周囲の迷惑に

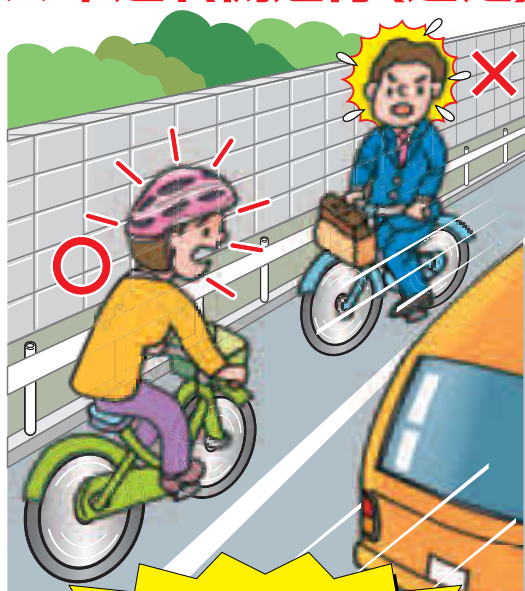
- ×イヤホン使用運転
- ×傘差し運転
- ×携帯電話使用運転



**5万円以下の罰金**

ながら運転をせず、安全に自転車を運転しましょう。

- ×車道右側通行(逆走)



**3か月以下の懲役  
または  
5万円以下の罰金**

車道では自転車は左側に寄って通行します。右側通行(逆走)は道路交通法違反です!

- ×飲酒運転



**5年以下の懲役  
または  
100万円以下の罰金**

自転車は車両の一種(軽車両)です。自転車の飲酒運転も厳罰が科されます!

近年、健康志向の高まりや東日本大震災後に交通手段として注目されたことなどにより、自転車の利用ニーズが高まっています。その一方で、ルールを守らない自転車利用者による交通事故や、放置自転車などの問題も多発しています。道路は多くの方が通行する公共の場所です。一人ひとりが思いやりの心を持ち、ルールを守って自転車を利用しましょう。

### 危険!迷惑! やめよう放置自転車

11月から東陽町駅周辺の禁止区域を拡大

道路など公共の場所にある放置自転車(利用者が自転車を離れて、ただちに移動させることができない状態の自転車)は、歩行者だけでなく緊急車両の通行の障害にもなるため大変危険です。必ず自転車駐車場をご利用ください。区では通行の安全確保のため、条例に基づいて指定した放置禁止区域内で、放置自転車の即日撤去を行っています。

#### 東陽町駅周辺の自転車放置禁止区域を拡大

東陽公園および周辺道路における放置自転車の増加に伴い、11/1(日)から下図のとおり放置禁止区域を拡大し、即日撤去を行います。

☎ 交通対策課自転車対策係 ☎3647-4789

#### 駅前放置自転車クリーンキャンペーン10/20(火)~23(金)

駅周辺で放置防止PR活動を行います。今年度は亀戸、豊洲、森下、門前仲町の各駅で実施します。豊洲では、今年度新たに「みんなでまちをきれいにする条例推進委員」との合同で、自転車放置防止の啓発とともに、まちの美化も進めます。

#### 盗難に注意!

盗難された自転車が撤去されるケースが増えています。駐車場内でも油断せず、鍵を二重に掛けるなど盗難防止策をお願いします。



### 自転車安全利用五則を守ろう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止/夜間はライトを点灯/交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- ⑤こどもはヘルメットを着用

### 悪質・危険な自転車運転者に対する有料講習の受講が義務化

自転車運転中、危険行為(※)により3年以内に2回以上取締りを受けた、または交通事故を起こした場合、有料講習を受けなければいけません。従わない場合、5万円以下の罰金が科せられます。詳しくは、警視庁ホームページ(HP) <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/bicycle/kou syu.htm> をご覧ください。  
 ☎ 交通対策課交通係 ☎3647-

4784、深川警察署 ☎3641-0110、城東警察署 ☎3699-0110、東京湾岸警察署 ☎3570-0110

#### ※危険行為の例

- 信号無視
- 安全運転義務違反(携帯電話使用等)
- 一時停止違反
- 歩道での歩行者妨害
- 飲酒運転
- ブレーキ不良自転車運転
- 通行禁止違反
- 遮断路切立入り など

東京北砂リトルリーグ 世界大会優勝 (詳細 8面)